

※北伊勢とは、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菟野町、朝日町、川越町の5市5町の総称です。

三重テラス MIE TERRACE **たより**
東京・日本橋
三重テラスより
毎月お届けします!



伊勢商人ゆかりのまち“日本橋”も師走を迎え、にぎやかな雰囲気です。三重テラスでは、伊勢玩具やしめ飾り、冬の食材などをそろえ、年越しや新年を迎える準備など、三重の年末年始の様子を体感していただける空間をご用意しています。

問い合わせ先
三重県営業本部担当課
三重テラス駐在
☎ 03・5542・1035

三重テラス

北伊勢 DE もてなし隊 完成
観光プロモーションビデオ
EVERYBODY・DANCING

今すぐ動画をチェック!
YouTubeで

詳しくは三重県観光キャンペーン推進協議会
事務局 ☎ 059・224・2282 まで。

ビデオの中に隠されたキーワードをもてなし隊に伝えて、プレゼント(シール・ピンバッジ)をもらおう!

北伊勢 DE もてなし隊の出没情報は、三重県観光キャンペーン公式サイトをご覧ください。
☎ <http://www.kankomie.or.jp/miecp/area/>

問い合わせ先

雇用経済部 観光・国際局 観光政策課
☎ 059・224・2077 FAX 059・224・2482

地域の魅力を
ご紹介!!
Let's みえ旅

「盛り上がり、北伊勢エリアの観光!」を合言葉に、北伊勢エリアのご当地キャラクター9体が、平成26年2月に「北伊勢DEもてなし隊」を結成しました。彼らが、わが町のとっておきを紹介する観光プロモーションビデオを、ウェブで公開中です。

実はそれ、ぜんぶ三重なんです!

三重県観光キャンペーン
2013.4~2016.3

動物取扱業を営む場合は登録や届出が必要です

ペットショップ、ブリーダー、動物園など、動物の販売、保管、展示等を営利目的で行う場合は、都道府県知事等への登録申請が必要です。



また、動物愛護団体が行う譲渡活動や公園での動物展示など、営利のない動物の取り扱いについても、施設を設けて一定数以上の動物を取り扱う場合は、都道府県知事等への届出が必要となります。

詳しい手続きについては、県内の最寄りの保健所へお問い合わせください。

● 購入者に、動物の特徴や飼育方法などの必要な情報を、対面により説明すること

● 幼齢の犬や猫を販売しないこと など

● 販売者だけでなく、購入者にも飼う前にその動物の習性をよく理解し、終生飼育する責任があります。販売者および購入者が互いに、動物に愛情と責任を持つことが必要です。



ペットショップなどで動物を販売する際に、その動物の習性や飼育方法等についての適切な説明を購入者に行わなかったことによるトラブルが報告されています。

このため、動物を販売する動物取扱業者には、次の順守事項が義務付けられています。インターネットを利用した代理販売なども規制の対象となります。

動物を販売する際の順守事項をご存じですか

人と動物の共生社会

みんなで創る

問い合わせ先

健康福祉部 食品安全課 ☎ 059・224・2359 FAX 059・224・2344 ✉ shokusei@pref.mie.jp
☎ <http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/animal/>